

【県民の皆様へ】

引き続き、感染予防対策への取組みをお願いします。

県民、事業者の皆様のご理解、ご協力により、5月14日、福岡県における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除されましたが、これからが感染の再拡大の防止と社会経済活動のレベルを上げ、コロナと向き合っていく新しいスタートとなります。

県民一人一人が、自分、家族、社会を守る行動をとっていく必要があります。県民、事業者の皆様に対して、改めて次の取組みをお願いします。

- 1 「人との接触を8割減らす」ことを意識し、不要不急の外出を控えること。
- 2 緊急事態措置の対象都道府県をはじめ、県を越えての不要不急の帰省や旅行などの移動は、避けること
- 3 感染防止の3つの基本である「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践を図ること。
- 4 催物の開催にあたっては、適切な感染防止対策を講ずること。
- 5 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減すること。

- そのほかの情報は県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>

（発行元：福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部）